

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（第二種初任給調整手当の基準額）</u></p> <p><u>第6条の2  条例第10条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して広域連合長が規則で定める額は、1,140円とする。</u></p> <p><u>（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）</u></p> <p><u>第6条の3  条例第10条の2第1項の広域連合長が規則で定める日は、特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。</u></p> <p><u>（第二種初任給調整手当の支給額）</u></p> <p><u>第6条の4  条例第10条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た額を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p> <p><u>（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）</u></p> <p><u>第6条の5  条例第10条の2第3項の広域連合長が規則で定める職員は、当該職員を</u></p>	

新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（扶養手当の支給）

第7条 1～3 （略）

4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) （略）

(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

5～11 （略）

第22条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。なお、職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) （略）

(2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第15条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

（扶養手当の支給）

第7条 1～3 （略）

4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) （略）

(2) 年額130万円以上

の恒常的な所得があると見込まれる者

5～11 （略）

第22条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。なお、職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) （略）

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し

、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 任命権者は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は第24条の6に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

3 (略)

第24条 (略)

2 (略)

3 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第24条の4第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第15条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) (略)

4 (略)

(自動車等使用者の支給額)

第24条の2 条例第15条第2項第2号の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道5キロメートル未満 2,000円

(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円

2 任命権者は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示

\_\_\_\_\_を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

3 (略)

第24条 (略)

2 (略)

3 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第24条の3第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第15条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) (略)

4 (略)

- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第24条の3 (略)

第24条の4 条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

第24条の2 (略)

第24条の3 条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあっては、その額と同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)
- 同条第2項第1号に定める額

- (3) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあっては、その額と同条第3項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。)
- 同条第2項第2号に定める額
- 第24条の5 (略)

(駐車場等の要件)

第24条の6 条例第15条第3項の広域連合長が規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第22条第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして広域連合長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又

- (1) (略)
- (2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額\_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)
- 同項第1号\_\_\_\_\_に定める額

- (3) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額\_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。)
- 同項第2号\_\_\_\_\_に定める額
- 第24条の4 (略)

はこれに準ずるものとして広域連合長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると広域連合長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第24条の7 条例第15条第3項の広域連合長が規則で定める職員は、第24条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第24条の8 条例第15条第3項第1号の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額  
ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額  
イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 広域連合長が定める額

2 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第25条 1～3 (略)

4 条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第24条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第24条の2並び

第25条 1～3 (略)

4 条例第15条第4項の広域連合長が規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第24条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び

に条例第15条第2項第2号に定める額（第24条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第15条第3項第1号に定める額の合計額（第27条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第7項の広域連合長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第27条 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) (略)
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) (略)

2 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 条例第15条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、広域連合長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第27条の2 条例第15条第7項に規定する広域連合長が規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(期末手当の支給)

条例第15条第2項第2号に定める額（第24条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）

の合計額（第27条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第27条 条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し  
、又は通勤のため負担する運賃等の額に  
変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) (略)

2 条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 条例第15条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、広域連合長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第27条の2 条例第15条第6項に規定する広域連合長が規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(期末手当の支給)

第44条 1～8 (略)

9 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間は、第7項の在職期間に算入する。

(1)～(3) (略)

10 前項の期間の算定については、第8項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第45条 (略)

2 前条第9項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

3～8 (略)

第49条 1～6 (略)

7 成績率は、100分の159.375の範囲内で、任命権者が広域連合長の定めるところにより定める。

第44条 1～8 (略)

9 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第7項の在職期間に算入する。

(1)～(3) (略)

10 前項の期間の算定については、第8項の規定を準用する。

第45条 (略)

2 前条第9項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

3～8 (略)

第49条 1～6 (略)

7 成績率は、100分の157.5の範囲内で、任命権者が広域連合長の定めるところにより定める。